

障害者施設・旧労働施設一覧

	入所者・通所者の要件(実施要綱上)	期限		訓練科目	費用徴収	訓練手当	収入(年金以外)
		有期限	無期限				
37 精神障害者地域生活支援センター	地域で生活している精神障害者		○	—	あり(利用料要費相当)	なし	なし
○その他の社会福祉施設等							
38 授産施設	身体上若しくは精神上の理由または世帯の事情により、就業能力のかがざられているもので要保護者でないもの、または就業能力が限定されていないが就業の機会を持たないもの		○	—	なし	—	工賃
39 盲人ホーム	あん摩師免許、はり師免許又はきゆう師免許を有する盲人であつて、自営し、又は雇用されることの困難な者とする。		△ *利用期間にわたる等のため利用者の自立更生の意欲を失わせることがないよう配慮	—	高熱水費等を徴収することができる	—	利用者の施材料
○法外施設							
40 小規模作業所	原則として地域において就労の機会等が得がたい在宅の重度身体障害者(身体)年齢を超えた知的障害者を原則とする(知的)		○	—	定めなし	定めなし	定めなし

障害者施設・旧労働施設一覧

	入所者・通所者の要件(実施要綱上)	期限		訓練科目	費用徴収	訓練手当	収入(年金以外)
		有期限	無期限				
○旧労働系 41 公的職業安定所	特になし		○ 職場適応訓練:6ヶ月以内(重度障害者は1年以内) 短期職場適応訓練:2週間以内(重度障害者の場合は原則として4週間以内)		なし	職場適応訓練:1ヶ月平均約138,170円 短期職場適応訓練:1日平均4,700円	—
42 障害者雇用情報センター	特になし		○	—	なし	—	—
43 地域障害者職業センター	特になし		○ (各事業には期限あり)	1 職場準備支援事業 ① ワークトレーニングコース ② 自立支援コース ③ OA講習 2 雇用前の職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援事業	なし	—	—

	入所者・通所者の要件(実施要綱上)	期限		訓練科目	費用徴収	訓練手当	収入(年金以外)
		有期限	無期限				
44 国立職業リハビリテーションセンター	系統的に職業リハビリテーションの措置を受けること を必要とする障害者	普通過程 1年又は2 年の能 力開発セ ミナーあり		メカトロニクス系、機械系、 電気・電子系、デザイン 系、印刷・製本系、第1種 情報処理系、第2種情報 処理系、オフィスビジネス 系、職域開発系	なし	公共職業安定所長の指示によ り公共職業訓練を受けている者 に対しては訓練手当が支給され る (1)基本手当(月額)1級地 4,320円、2級地3,940円、20歳未 満の者3,540円 (2)技能習得手当 ①受講手当(月額)800円 ②特定職種受講手当(月額) 2,000円(特定の訓練化に係る 職業訓練を受けた日数に応じて 支給) ③通所手当(月額)42,500円ま で(職業訓練を受ける施設への 通所費用を支給) ア 交通機関等を利用する者 1ヶ月の運賃相当額を支給 イ 自動車等を利用する者 ④寄宿手当(月額)10,700円(職 業訓練を受けるために、その者 により生計を維持されている同 居の親族と別居して寄宿する場 合に支給)	-
45 国立吉備高原職業リハビリテーションセンター	系統的に職業リハビリテーションの措置を受けること を必要とする障害者	普通過程 1年又は2 年の短 期過程 6ヶ月以内		メカトロニクス系、機械系、 電気・電子系、印刷・製本 系、第2種情報処理系、オ フィスビジネス系、職域開 発系	なし		-
46 せき縫製格者職業センター	系統的に職業リハビリテーションの措置を受けること を必要としているせき縫製格者等		○	-	なし	-	-

障害者施設・旧労働施設一覧

	入所者・通所者の要件(実施要綱上)	期限		訓練科目	費用徴収	訓練手当	収入(年金以外)
		有期限	無期限				
47 障害者職業総合センター	—		○ (各事業には期限あり)	職業準備訓練: 陶芸、軽作業、ハンクッキー製造、事務・印刷 職業講習: 技能講習、職業準備講習、職場復帰支援プログラム 職業レディネス指導事業	なし	—	—
48 都道府県障害者雇用促進協会	特になし		○	—	なし	—	—

障害者施設・旧労働施設一覧

	入所者・通所者の要件(実施要綱上)	期限		訓練科目	費用徴収	訓練手当	収入(年金以外)
		有期限	無期限				
49 障害者雇用支援センター	職業生活における自立を図るために継続的な支援を必要とする障害者		○	地域障害者職業センターの行う職業評価に基づき、その障害の種類及び程度に応じ、必要な職業準備訓練を実施。	なし	—	—
50 障害者就業・生活支援センター	職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障害者		○	支援対象障害者との信頼関係の形成、支援対象障害者の能力・特性等の把握を目的とした基礎訓練を実施。	なし	—	—

障害者施設・旧労働施設一覧

	入所者・通所者の要件(実施要綱上)	期限		訓練科目	費用徴収	訓練手当	収入(年金以外)
		有期限	無期限				
51 障害者職業能力開発校 51-(1) 国立	他の職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な身体又は精神に障害がある者等	臨床検査科3年を除き原則として1年。ただし、技能習得の程度により延長。延長期間は1年を限度。				(1) 基本手当(月額) 1級地4320円、2級地3940円、3級地3540円、20歳未満の者3540円 (2) 技能習得手当 ① 受講手当(月額) 600円 ② 特定職種受講手当(月額) 2000円 特定の訓練化に係る職業訓練を受けたときに訓練を受けた日数に応じて支給。 ③ 通所手当(月額) 4万2500円まで 職業訓練を受ける施設への通所費用を支給。 ア 交通機関等を利用する者 イ 1か月の運賃相当額を支給。 イ 自動車等を利用する者 ④ 寄宿手当(月額) 1万700円 職業訓練を受けるために、その者により生計を維持されている同居の親族と別居して寄宿する場合に支給。	
51-(2) 県立							
51-(3) その他の能力開発施設							

障害者施設・旧労働施設一覧

	入所者・通所者の要件(実施要綱上)	期限		訓練科目	費用徴収	訓練手当	収入(年金以外)
		有期限	無期限				
<p>○国立施設</p> <p>52 国立光明寮(函館、塩原、神戸、福岡)</p>	<p>1 医療教育課程 次の2つに該当しなければならぬ。 ①身障法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた視覚に障害のある者で15歳以上のものであること。 ②学校教育法第56条第1項の規定により大学に入学することができる者であること。又はあはき師法附則第18条の2第1項に規定する文部科学省令・厚生労働省令で定める程度の著しい視覚障害のある者であつて、学校教育法第47条の規定により高等学校に入学することができるもの(あはき師法附則第18条の2第2項の規定により、学校教育法第47条の規定による高等学校に入学できる者とみなされたものを含む。)であること。</p> <p>2 生活訓練過程 生活訓練過程の基準は、身障法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた視覚に障害のある者で15歳以上のものであること。</p>	<p>医療教育課程(専門課程):3年 生活訓練過程(高等課程):5年 生活訓練過程:おおむね6ヶ月</p>		<p>医療教育課程(あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうりゅう専門課程、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうりゅう科高等課程) 生活訓練過程</p>	あり	<p>医療教育課程 月15日以上 14,800円、月15日未満 7,400円 生活訓練過程 月15日以上 6,300円、月15日未満 3,150円 就職支度金 36,000円</p>	
53 国立保養所(伊東、別府)	<p>次の事項のいずれかに該当しなければならぬ。 ①身障法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた重度の肢体不自由を有する者で15歳以上のものであること。 ②障害者特別保護法第22条に規定する者で恩給法別表第1号表/2に掲げる第2項以上の身体障害のある者であること。</p>	3年以内		<p>①医学的リハビリテーション ②社会的リハビリテーション ③職能訓練</p>	あり	<p>月15日以上 2,100円、月15日未満 1,050円 就職支度金 36,000円</p>	
54 国立知的障害児施設(秋父)	<p>知的障害の程度が著しい児童又は目が見えない者(強度の弱視を含む)、耳が聞こえない者(強度の難聴を含む)、若しくは口がきけない者である知的障害児であつて児童福祉法第27条第1項第三号の措置を受けた者</p>	一般リハビリテーション過程:おおむね2年		<p>知的障害の原因を追究し各種の医学的、心理的諸検査を行い、総合診断・判定を行うとともに、次のような指導等を行う。 ・生活指導 ・学習指導 ・機能訓練 ・職能指導 ・治療教育</p>	あり		

障害者施設・旧労働施設一覧

	入所者・通所者の要件(実施要綱上)	期限		訓練科目	費用徴収	訓練手当	収入(年金以外)
		有期限	無期限				
55 国立身体障害者リハビリテーションセンター	<p>1 一般リハビリテーション過程 身障法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で15歳以上のものであること。</p> <p>2 理学教育課程 次の2つに該当しなければならぬ。</p> <p>①身障法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた児童に障害のある者で15歳以上のものであること。</p> <p>②学校教育法第56条第1項の規定により大学に入学することができる者であること。又はあはき師法附則第18条の2第1項に規定する文部科学省令・厚生労働省令で定める程度の著しい視覚障害のある者であった。学校教育法第47条の規定により高等学校に入学することができるもの(あはき師法附則第18条の2第2項の規定により、学校教育法第47条の規定による高等学校に入学できる者とみなされたものを含む。)であること。</p> <p>3 生活訓練過程 生活訓練過程の基準は、身障法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で15歳以上のものであること。</p>	一般リハビリテーション過程 おおむね2年	無期限	一般リハビリテーション過程 理学教育課程(あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうりゅう科専門課程、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうりゅう科高等課程) 生活訓練過程	あり	理学教育課程 月15日以上 14,800円、月15日未満 7,400円 一般リハ過程、生活訓練過程 月15日以上 6,300円、月15日未満 3,150円 就職支度金 36,000円	
56 国立重度知的障害者総合施設のぞみる	<p>次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、理事長が別に定める者は入所の対象としないことができる。</p> <p>(1)知障法第15条の11第1項の規定に基づき、市町村から施設支給決定を受け、理事長が別に定める方法により入所の申込みを行った者</p> <p>(2)知障法第16条第1項第2号の規定に基づき、市町村から更生保護の委託があった者(児童福祉法第63条の5の規定に基づく15歳以上の重度の者を含む。)前項に定める者のほか、施設利用の対象となる重度の知的障害者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1)知障法第15条の6第5項の規定に基づき、市町村から居宅受給者証の交付を受けた者及び児童福祉法第21条の11第5項に基づく居宅受給者証の交付を受けた者</p> <p>(2)知障法第15条の32の規定に基づき、市町村から知的障害者居宅支援の提供を委託された者</p>		○		なし		

障害者施設・旧労働施設一覧

	施設数	定員数	利用者数	従業者数	設置主体	経営主体	職員配置基準(職種、基準数)	利用形態	利用可能年齢
○生活保護法における保護施設 1 救護施設	292	20,116	19,759	6,028	都道府県 市 社会福祉法人 日本赤十字社	都道府県 市 社会福祉法人 日本赤十字社	施設長、医師、生活指導員、療母、看護士、看護師又は准看護師、栄養士、調理員 生活指導員、療母及び看護士又は准看護師の総数は、通じておおむね入所者の数を54で除して得た数以上とする。	保護	制限なし
	180	16,652	16,911	5,594					
2 更生施設	17	1,772	1,736	274	都道府県 市 社会福祉法人 日本赤十字社	都道府県 市 社会福祉法人 日本赤十字社	施設長、医師、生活指導員、作業指導員、看護士又は准看護師、栄養士、調理員 生活指導員、作業指導員及び看護士又は准看護師の総数は、入所人員が150人以下の施設にあつては6人以上、入所人員が150人を超える施設にあつては6人に150人を超える部分40人につき1人を加えた数以上とする。	保護	制限なし
	63					
3 医療保護施設	22	795	681	127	都道府県 市 社会福祉法人 日本赤十字社	都道府県 市 社会福祉法人 日本赤十字社	施設長、作業指導員	保護	制限なし
	10	897	431	34					
5 宿所提供施設					都道府県 市 社会福祉法人 日本赤十字社	施設長		保護	制限なし

障害者施設・旧労働施設一覧

施設名	施設数	定員数	利用者数	従業者数	設置主体	経営主体	職員配置基準(職種、基準数)	利用形態	利用可能年齢
○身体障害者福祉法による身体障害者更生保護施設 6 肢体不自由者更生施設	2,022	56,622	52,099	36,334	地方公共団体 社会福祉法人	地方公共団体 社会福祉法人	身体障害者更生保護施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第21号)第16条	利用契約	原則として18才以上
7 視覚障害者更生施設	14	1,374	880	483	地方公共団体 社会福祉法人	地方公共団体 社会福祉法人	身体障害者更生保護施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第21号)第17条	利用契約	原則として18才以上
8 聴覚・言語障害者更生施設	3	160	100	106	地方公共団体 社会福祉法人	地方公共団体 社会福祉法人	身体障害者更生保護施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第21号)第18条	利用契約	原則として18才以上
9 内部障害者更生施設	6	398	304	100	地方公共団体 社会福祉法人	地方公共団体 社会福祉法人	身体障害者更生保護施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第21号)第19条	利用契約	原則として18才以上
10 身体障害者療護施設	427	24,833	24,530	18,038	地方公共団体 社会福祉法人	地方公共団体 社会福祉法人	身体障害者更生保護施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第21号)第38条	利用契約	原則として18才以上
11 身体障害者福祉ホ一ム	73	5,025	4,334	2,582	地方公共団体 社会福祉法人	地方公共団体 社会福祉法人	管理者1名	利用契約	—
12 身体障害者授産施設	209	12,070	11,427	4,101	地方公共団体 社会福祉法人	地方公共団体 社会福祉法人	身体障害者更生保護施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第21号)第56条	利用契約	原則として18才以上
13 身体障害者通所授産施設	277	7,193	6,914	2,396	地方公共団体 社会福祉法人	地方公共団体 社会福祉法人	身体障害者更生保護施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第21号)第57条	利用契約	原則として18才以上
14 身体障害者小規模通所授産施設	61	983	918	245	国、地方自治体、社会福祉法人その他の者	国、地方自治体、社会福祉法人その他の者	施設長、職業指導員、生活支援員	利用契約	18才以上

障害者施設・旧労働施設一覧

施設名	施設数	定員数	利用者数	従業員数	設置主体	経営主体	職員配置基準(職種、基準数)	利用形態	利用可能年齢
15 身体障害者福祉工場	36	1,758	1,324	395	地方公共団体 又は社会福祉 法人	社会福祉法人 を原則とする	施設長、指導員、看護婦(居住部門 がある場合)、医師(嘱託可)	雇用契約	18才以上
16 身体障害者福祉センター	256	.	.	2,793					
16-(1) 身体障害者福祉センター(A型)	41	.	.	654					
16-(2) 身体障害者福祉センター(B型)	215	.	.	2,139					
16-(3) 在宅障害者デイサービス施設	417	.	.	2,891					
16-(4) 障害者更生センター	9	820	...	124					
17 補装具製作施設	22	.	.	287					
18 盲導犬訓練施設	7	86	私立7	私営7	施設長1、医師(必要な数)、獣医師1 以上、指導訓練員1以上、その他運 営に必要な職員	—	全年齢
19 点字図書館	72	.	.	559	公立48 私立26	公営16 私営58	施設長1、司書1、点字指導員1以 上、貸出閲覧員1以上、校正員1以上	通所	全年齢
20 点字出版施設	13	.	.	139	公立1 私立12	公営0 私営13	施設長1、編集員1以上、製版員1以 上、校正員1以上、印刷員1以上、製 本員1以上	—	—
21 聴覚障害者情報提供施設	26	.	.	195	公立20 私立4	公営0 私営24	施設長その他必要な職員を配置	通所	全年齢
22 市町村障害者生活支援事業(一越財 源化)	302	—	—	—	市町村	身体障害者更 生施設等リハ ビリテーション 施設等を運営 する社会福祉		—	—

障害者施設・旧労働施設一覧

施設数	定員数	利用者数	従業者数	設置主体	経営主体	職員配置基準(職種、基準数)	利用形態	利用可能年齢
3,650	168,911	165,384	75,347					
198			1,242					
1,773	106,774	104,914	52,733				利用契約	原則として18才以上
1,389	91,610	90,477	46,783	地方公共団体 社会福祉法人	地方公共団体 社会福祉法人	知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第22号)第28条		
384	15,164	14,437	5,949	地方公共団体 社会福祉法人	地方公共団体 社会福祉法人	知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第22号)第29条		
1,285	54,461	53,521	19,464	地方公共団体 社会福祉法人	地方公共団体 社会福祉法人		利用契約	原則として18才以上
227	14,254	14,041	6,009	地方公共団体 社会福祉法人	地方公共団体 社会福祉法人	知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第22号)第52条		
1,058	40,207	39,480	13,456	地方公共団体 社会福祉法人	地方公共団体 社会福祉法人	知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第22号)第53条		
141	2,255	2,087	561	国、地方自治体、社会福祉法人その他の者	国、地方自治体、社会福祉法人その他の者	施設長、生活支援員、作業指導員	利用契約	18才以上
124	2,902	2,729	715	地方公共団体 社会福祉法人	地方公共団体 社会福祉法人	知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第22号)第63条	利用契約	15才以上
72	895	750	110	地方公共団体 又は社会福祉法人	地方公共団体 又は社会福祉法人	管理人1名	利用契約	—

障害者施設・旧労働施設一覧

施設数	定員数	利用者数	従業員数	設置主体	経営主体	職員配置基準(職種、基準数)	利用形態	利用可能年齢
29 知的障害者福祉工場	57	1,624	1,383	522	都道府県、指定都市、中核市又は社会福祉法人	原則として社会福祉法人とする	施設長、事務員、指導員、指導員助手、看護師、栄養士、医師(嘱託)	15才以上
30 障害児(者)地域療育等支援事業	470	—	—	—	都道府県、指定都市、中核市(中核市は療育等支援施設事業に限る)	障害児(者)施設を営む社会福祉法人に委託することができる	—	—
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者社会復帰施設	1,082	15,093	13,668	5,570	地方公共団体 非営利法人	地方公共団体 非営利法人	利用契約	規定なし
31 精神障害者生活訓練施設	246	5,053	3,822	1,777		精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準(平成12年厚生労働省令87号)第16条		
32 精神障害者福祉ホーム	159	1,962	1,547	328		精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準(平成12年厚生労働省令87号)第33条		
33 精神障害者入所授産施設	28	764	595	235		精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準(平成12年厚生労働省令87号)第26条		
34 精神障害者通所授産施設	208	4,849	5,056	1,314		精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準(平成12年厚生労働省令87号)第26条		
35 精神障害者小規模通所授産施設	109	2,077	2,359	361		精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準(平成12年厚生労働省令87号)第37条		
36 精神障害者福祉工場	14	388	289	120		精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準(平成12年厚生労働省令87号)第37条	雇用契約	

障害者施設・旧労働施設一覧

施設数	定員数	利用者数	従業者数	設置主体	経営主体	職員配置基準(職種、基準数)	利用形態	利用可能年齢
37 精神障害者地域生活支援センター	248	.	1,350			精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準(平成12年厚生労働省令87号)第40条	利用契約	
○その他の社会福祉施設等								
38 投産施設	163	5,712	1,368	都道府県 市 社会福祉法人 他	都道府県 市 社会福祉法人 他		措置	-
39 盲人ホーム	29	...	98					
○法外施設								
40 小規模作業所	2,785	-	-	身体障害者福祉団体(身体) 知的障害者の親の会(知的)	都道府県 市 社会福祉法人 他	責任者(身体)	-	定めなし

障害者施設・旧労働施設一覧

	施設数	定員数	利用者数	従業者数	設置主体	経営主体	職員配置基準(職種、基準数)	利用形態	利用可能年齢
○旧労働系 41 公的職業安定所	477	-	155,180 (障害者の有効求職者数 平成15年3月末)	2,218 (職業紹介、職業指導等を行う就労促進指導員の人 数)	国	国	-	-	-
42 障害者雇用情報センター	5	-	2,333	10	独立行政法人 高齢・障害者雇 用支援機構	独立行政法人 高齢・障害者雇 用支援機構	-	-	-
43 地域障害者職業センター	52(支所 含む)	-	23,552	372	独立行政法人 高齢・障害者雇 用支援機構	独立行政法人 高齢・障害者雇 用支援機構	障害者職業カウンセラーを置かなければならない	-	-

障害者施設・旧労働施設一覧

施設数	定員数	利用者数	従業者数	設置主体	経営主体	職員配置基準(職種、基準数)	利用形態	利用可能年齢
1	200	380	53	国	独立行政法人 高齢・障害者雇 用支援機構	障害者職業カウンセラーを置かなければならない 職業訓練指導員(訓練生の数等)に応じた適切な数)	-	-
1	80	130	33	国	独立行政法人 高齢・障害者雇 用支援機構	障害者職業カウンセラーを置かなければならない 職業訓練指導員(訓練生の数等)に応じた適切な数)	-	-
1	-	145	12	独立行政法人 高齢・障害者雇 用支援機構	独立行政法人 高齢・障害者雇 用支援機構	障害者職業カウンセラーを置かなければならない	-	-

障害者施設・旧労働施設一覧

施設数	定員数	利用者数	従業者数	設置主体	経営主体	職員配置基準(職種、基準数)	利用形態	利用可能年齢
47	1	-	82	独立行政法人 高齢・障害者雇 用支援機構	独立行政法人 高齢・障害者雇 用支援機構	障害者職業カウンセラーを置かなければならない	-	-
48	47	-	-	-	-	-	-	-

障害者施設・旧労働施設一覧

	施設数	定員数	利用者数	従業者数	設置主体	経営主体	職員配置基準(職種、基準数)	利用形態	利用可能年齢
49 障害者雇用支援センター	14	-	403	86	都道府県知事 指定の民法法人	都道府県知事 指定の民法法人	-	-	-
50 障害者就業・生活支援センター	45	-	3,884	-	都道府県知事 指定の社会福祉法人、特定非営利活動法人等	都道府県知事 指定の社会福祉法人、特定非営利活動法人等	就業支援担当者2名(標準)(委託費)、生活支援担当者1名(補助金)	-	-

障害者施設・旧労働施設一覧

	施設数	定員数	利用者数	従業者数	設置主体	経営主体	職員配置基準(職種、基準数)	利用形態	利用可能年齢
51 障害者職業能力開発校	43								
51-(1) 国立	19	2,390	1,755						
51-(2) 県立	6	350	297						
51-(3) その他の能力開発施設	18								

障害者施設・旧労働施設一覧

	施設数	定員数	利用者数	従業者数	設置主体	经营主体	職員配置基準(職種、基準数)	利用形態	利用可能年齢
○国立施設									
52 国立光明寮(函館、塩原、神戸、福岡)	4	740	374	186	国	国			15歳以上
53 国立保養所(伊東、別府)	2	200	102	112	国	国			15歳以上
54 国立知的障害児施設(株父)	1	125	68	87	国	国			18歳未満